



令和 5 年 5 月単価ファイル変更

目次

主な変更点	1
-------------	---

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	認定こども園 幼稚園 1号認定	副食費徴収免除加算の上限変更
単価マスタ	追加	認定こども園	処遇改善等加算Ⅱにおける令和5年度単価の修正

副食費徴収免除加算の上限変更

メインメニュー ⇒ エラー・過誤選択

○副食費徴収免除加算の上限変更

過誤請求対象施設：認定こども園 幼稚園1号 副食費徴収日数が「20日」設定の施設

<副食費徴収免除加算の上限変更の状況>

	アップデート前の単価	アップデート後の単価
単価ファイル Ver	Ver.2023.2	Ver.2023.3
請求単価	235 円/1 日 × 20 日 = 4,500 円	235 円/1 日 × 20 日 = 4,700 円



注意点 過誤請求対象施設について

令和5年4月分の副食費徴収日数が「20日」の施設が対象です。

※4,500円→4,700円へ上限の変更

▼4月分の請求(単価ファイル更新前)

【235円/1日×20日=4,500円(4,700円)】 ←実際は4,700円の請求が必要なので過誤対象

【235円/1日×19日=4,460円】 ←過誤対象外

認定こども園 幼稚園の1号認定でも副食費徴収日数が「19日以下」の場合は**過誤請求対象外となります。**

○過誤データの作成

令和5年4月(2023年4月)の過誤データを作成します。

- [処理年月]に[0504]または[202304]を入力し、**Enter** キーを押下します。
- 再請求** をクリックし、**作成[F1]** をクリックします。
- 確認メッセージが表示されます。**OK** をクリックします。
- 一括処理** をクリック、[訂正区分] **過誤請求** を選択し、副食費徴収免除加算の過誤請求をする対象児童全てをクリック、最後に**登録[F1]** をクリックします。
- 左の一覧より該当園児1名をクリックし、[副食費徴収免除加算1]欄の金額が4,700円と表示されることをご確認ください。
- 確認後、**終了[F3]** をクリックします。

A038005	冷暖房費加算5	
A053001	処遇改善等加算(2)	
A056001	副食費徴収免除加算1	4,700

○処遇改善等加算Ⅱにおける令和5年度単価の修正

過誤請求対象施設: 認定こども園 処遇改善等加算Ⅱ 人数Bを請求している施設

〈認定こども園の処遇改善等加算Ⅱの単価修正の状況〉

	アップデート前の単価	アップデート後の単価
単価ファイル Ver	Ver.2023.2	Ver.2023.3
割り返し前の金額 例: 人数 B は 1 人請求の場合	$6,270 \times \text{人数 B}(1 \text{ 人}) \times 1/2$ = 3,130 × 人数 B(1 人)	$6,270 \times \text{人数 B}(1 \text{ 人}) \times 1/2$ = 3,135 × 人数 B(1 人)



注意点 処遇改善等加算Ⅱ 過誤請求について

令和5年4月分(5月早期フロー～エラーフロー期間内)のデータ送信済み施設が対象です。

バージョンアップ後、6月早期フロー以降、随時過誤請求を行ってください。

○過誤データの作成

令和5年4月(2023年4月)の過誤データを作成します。

1. [処理年月]に[0504]または[202304]を入力し、**Enter** キーを押下します。
2. **再請求** をクリックし、**作成[F1]** をクリックします。
3. 確認メッセージが表示されます。 **OK** をクリックします。
4. **一括処理** をクリック、[訂正区分] **過誤請求** を選択し、**全選択** をクリック、最後に、**登録[F1]** をクリックします。
5. 左の一覧より1名園児をクリックし、[処遇改善等加算(2)]欄に金額が表示されることをご確認ください。
※金額は施設によって異なる場合がございます。
6. 確認後、**終了[F3]** をクリックします。

	冷暖房費加算 5	110
	処遇改善等加算 (2)	14,100
	副食費徴収免除加算 1	4,700